

第2期第8回 横浜市税制調査会

日時：平成27年8月26日（水）15時00分～17時00分

場所：市庁舎2階応接室

1. 開会

15:00

2. 議題

15:05～16:55

(1) 地方税における法人課税のあり方について

(2) その他

3. 閉会

17:00

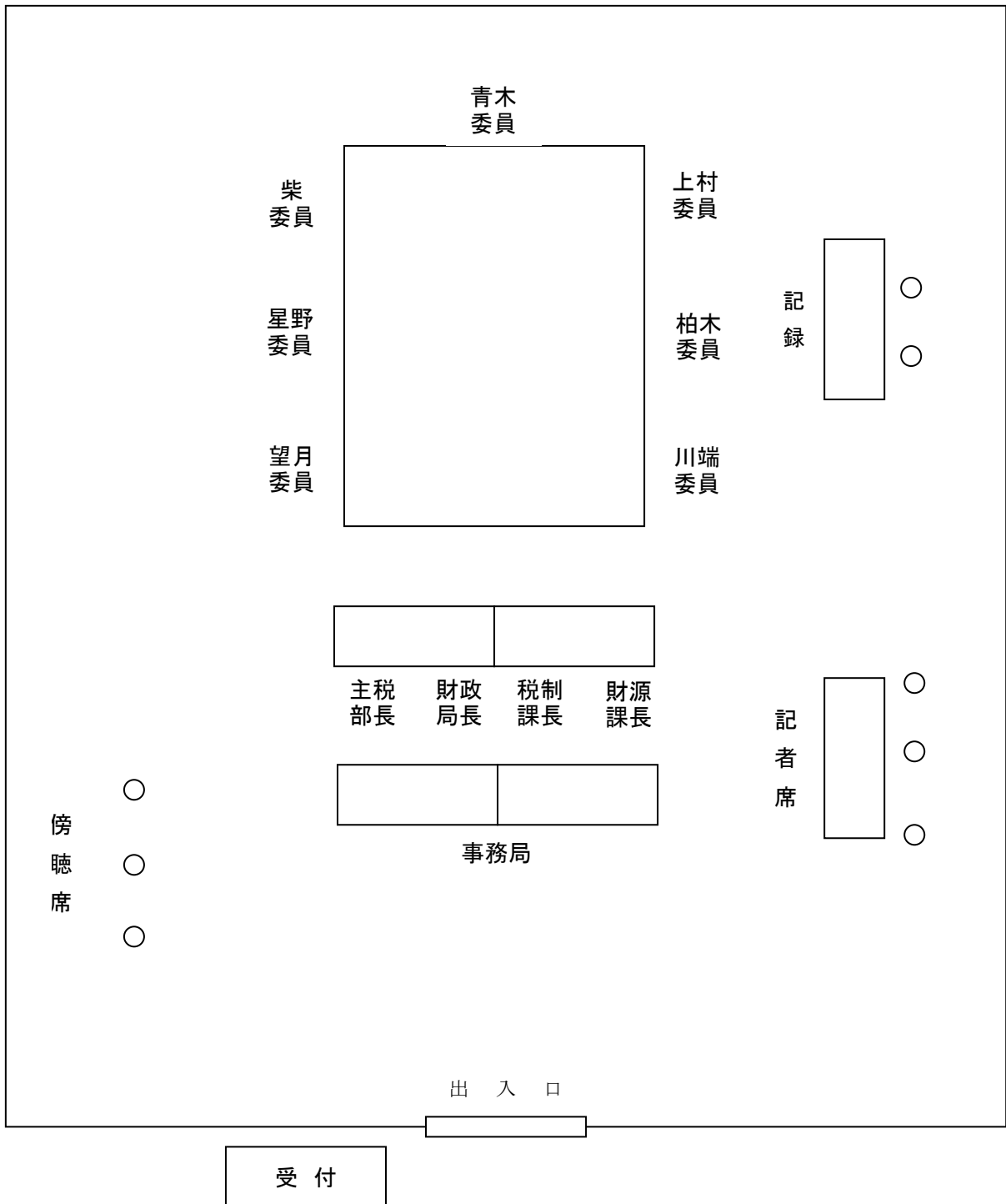
平成 27 年度横浜市税制調査会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 等
青 木 宗 明	神奈川県大学 経営学部教授
上 村 雄 彦	横浜市立大学大学院 国際総合科学群教授
柏 木 恵	キャノングローバル戦略研究所 主任研究員
川 端 康 之	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授
柴 由 花	常葉大学 法学部准教授
星 野 菜穂子	和光大学 経済経営学部准教授
望 月 正 光	関東学院大学 経済学部教授

【第2期第8回横浜市税制調査会 座席表】

平成27年8月26日(水) 15時00分から17時00分まで
市庁舎2階 応接室



平成 27 年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局
平成 27 年 2 月

地方財政計画は、地方交付税法第 7 条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

I 平成 27 年度の地方財政の姿

1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	85兆2,710億円 (前年度比+1兆9,103億円、+2.3%)
② 地方一般歳出	69兆3,151億円 (同 +1兆5,721億円、+2.3%)
③ 一般財源総額	61兆5,485億円 (同 +1兆1,908億円、+2.0%)
・水準超経費除き	60兆1,685億円 (同 + 7,408億円、+1.2%)
④ 地方交付税の総額	16兆7,548億円 (㊟16兆8,855億円、▲ 1,307億円、▲ 0.8%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	40兆1,773億円 (㊟37兆7,691億円、+2兆4,082億円、+ 6.4%)
⑥ 臨時財政対策債	4兆5,250億円 (㊟ 5兆5,952億円、▲1兆 702億円、▲19.1%)
⑦ 財源不足額	7兆8,205億円 (㊟10兆5,938億円、▲2兆7,733億円、▲26.2%)

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

① 震災復興特別交付税	5,898 億円 (㊟ 5,723 億円、+ 175 億円、+ 3.1%)
② 規模	2兆 60 億円 (㊟1兆9,617 億円、+ 443 億円、+ 2.3%)

(2) 全国防災事業

直轄・補助事業	3,922 億円 (㊟ 1,719 億円、+2,203 億円、+128.2%)
---------	---

Ⅱ 通常収支分

地方が地方創生に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、平成27年度においては、地方交付税等の一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準を相当程度上回る額を確保

1 まち・ひと・しごと創生事業費の創設

- ・ 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」を創設
- ・ 新規分の財源は、地方の努力により捻出し、財政健全化と地方創生の両立に配慮

○ まち・ひと・しごと創生事業費 1.0兆円（皆増）

- ・ 既存の歳出の振替え 0.5兆円
 （地域の元気創造事業費（260.35兆円）の全額、歳出特別枠（261.2兆円）の一部（0.15兆円））

- ・ 新規の財源確保 0.5兆円

法人住民税法人税割の交付税原資化に伴う偏在是正効果	0.1兆円
地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	0.3兆円
過去の投資抑制による公債費減に伴い生じる一般財源の活用	0.1兆円

※ 今後、偏在是正を更に進めること等により恒久財源を確保する方針

2 地方財源の確保

一般財源総額 61兆5,485億円（前年度比 +1兆1,908億円、+2.0%）

一般財源（水準超経費除き）の総額 60兆1,685億円（同 +7,408億円、+1.2%）

※ 一般財源比率（臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合） 66.9%（2665.7%）

- ・ 地方税 37兆4,919億円（前年度比+2兆4,792億円、+7.1%）
- ・ 地方譲与税 2兆6,854億円（同 ▲ 710億円、▲ 2.6%）
- ・ 地方交付税 16兆7,548億円（同 ▲ 1,307億円、▲ 0.8%）
- ・ 地方特例交付金 1,189億円（同 ▲ 3億円、▲ 0.3%）
- ・ 臨時財政対策債 4兆5,250億円（同 ▲1兆702億円、▲19.1%）

地方債総額	9兆5,009億円	(前年度比 ▲1兆561億円、▲10.0%)
臨時財政対策債	4兆5,250億円	(同 ▲1兆702億円、▲19.1%)
臨時財政対策債以外	4兆9,759億円	(同 + 141億円、+ 0.3%)

- ・ 通常債 4兆1,959億円 (前年度比 + 141億円、+ 0.3%)
- ・ 財源対策債 7,800億円 (同 0億円、0.0%)

3 地方交付税の確保

- ・ 交付税原資の安定性の向上・充実を図るため地方交付税の法定率を見直した上で、総額を適切に確保

	所得税	法人税	消費税	酒税	たばこ税	地方法人税
現行	32%	34%	22.3%	32%	25%	100%
改正案	<u>33.1%</u>	<u>33.1%</u>	22.3%	<u>50%</u>	二	100%

<参考> 見直しによる法定率分の増 900億円程度

地方交付税総額（出口ベース） 16兆7,548億円（前年度比 ▲1,307億円、▲0.8%）

【一般会計】	15兆4,169億円
① 地方交付税の法定率分等	13兆3,013億円
・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	13兆5,500億円
・ 国税決算精算分（⑱、⑳）等	▲2,486億円
② 一般会計における加算措置	2兆1,155億円
・ 折半対象以外の財源不足における補填（既往法定分等）	4,326億円
・ 臨時財政対策特例加算	1兆4,529億円
・ 別枠の加算	2,300億円

【特別会計】	1兆3,380 億円
① 地方法人税の法定率分	4,770 億円
② 特別会計における加算措置等	5,610 億円
・ 交付税特別会計借入金償還額	▲ 3,000 億円
・ 交付税特別会計借入金支払利子	▲ 1,614 億円
・ 交付税特別会計剰余金の活用	1,000 億円
・ 平成 26 年度からの繰越金	9,224 億円
③ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	3,000 億円

(参考) 地方交付税の推移 (兆円)

	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗
地方交付税	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8

4 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用

- ・ 「地方公共団体金融機構法」(平成 19 年法律第 64 号) 附則第 14 条に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰入れ(平成 27 年度は 3,000 億円)
- ・ 平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で総額 6,000 億円以内
- ・ その全額をまち・ひと・しごと創生事業費の財源として活用

5 歳出特別枠・交付税の別枠加算の確保

- ・ まち・ひと・しごと創生及び公共施設の老朽化対策のための経費に係る歳出を重点的に確保(3,500 億円)した上で、同額を歳出特別枠(地域経済基盤強化・雇用等対策費)から減額(実質的に前年度水準を確保)
- ・ 交付税の別枠加算については、地方税収の状況を踏まえて、一部を縮小しつつ、必要な額を確保

- 地域経済基盤強化・雇用等対策費 8,450 億円 (㉖) 1兆 1,950 億円
- 別枠の加算 2,300 億円 (㉖) 6,100 億円

6 財源不足の補填

平成27年度における財源不足 7兆8,205億円 (㊦10兆5,938億円)
 うち折半対象財源不足 2兆9,059億円 (㊦ 5兆2,877億円)

- 平成26年度から平成28年度までの間において適用することとされている国と地方の折半ルールに基づき以下のとおり財源不足を補填

【折半対象以外の財源不足】	4兆9,146億円
① 財源対策債の発行	7,800億円
② 地方交付税の増額による補填	1兆 626億円
・ 一般会計における加算措置（既往法定分等）	4,326億円
・ 別枠の加算	2,300億円
・ 交付税特別会計剰余金の活用	1,000億円
・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	3,000億円
③ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等）	3兆 720億円
【折半対象財源不足】	2兆9,059億円
① 地方交付税の増額による補填（臨時財政対策特例加算）	1兆4,529億円
② 臨時財政対策債の発行（臨時財政対策特例加算相当額）	1兆4,529億円

7 地方財政の健全化

- ・ 一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を大幅に抑制（前年度比 ▲1兆702億円）
- ・ 交付税特別会計借入金を償還 3,000億円（同 +1,000億円）

- 臨時財政対策債の発行額

- ・ 折半ルール分 1兆4,529億円（前年度比 ▲1兆1,909億円、▲45.0%）
- ・ 元利償還金分等 3兆720億円（同 +1,207億円、+4.1%）

8 公共施設の老朽化対策の推進

- ・ 公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として地方財政計画の投資的経費に「公共施設等最適化事業費」を計上
- ・ 公共施設等の維持補修費を増額

- 公共施設等最適化事業費 1,000 億円（皆増）
- 維持補修費 1兆1,601 億円（+1,244 億円、~~26~~1兆357 億円）

9 平成 27 年度の社会保障の充実

消費税・地方消費税の引上げに伴う社会保障の充実分等の所要額を計上

- 社会保障の充実分等の事業費（公費負担）
 - ・ 社会保障の充実分 1兆3,517 億円（~~26~~4,962 億円）
 - ・ 社会保障 4 経費の公経済負担増分 3,537 億円（~~26~~2,318 億円）

10 公立病院改革の推進

- ・ 地域の医療提供体制の確保等の観点から、平成 27 年 3 月までに新たな公立病院改革ガイドラインを策定
- ・ あわせて、引き続き公立病院の再編等を推進するため、所要の地方財政措置を講じる

Ⅲ 東日本大震災分

1 震災復興特別交付税

地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常収支とは別枠で整理した上で震災復興特別交付税を確保

○ 震災復興特別交付税	5,898億円
	(前年度比 + 175億円、+ 3.1%)
○ 震災復興特別交付税により措置する財政需要	
① 直轄・補助事業の地方負担分	4,215億円
② 地方単独事業分	953億円
・ 単独災害復旧事業	396億円
・ 中長期職員派遣、職員採用等	557億円
③ 地方税等の減収分	730億円
・ 地方税法等に基づく特例措置分	618億円
・ 条例減免分	112億円

※ 震災復興特別交付税の平成23～27年度分の累計額は3兆9,126億円

2 全国防災事業

東日本大震災の教訓を踏まえて実施する全国防災事業（直轄・補助事業）を3,922億円計上

まち・ひと・しごと創生の推進①

- 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)を計上

1. 地方交付税における算定

- 各地方公共団体がまち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要を算定するため、既存の「地域の元気創造事業費」を増額するとともに、新たに「人口減少等特別対策事業費」を創設
 - ・ 地域の元気創造事業費 4,000億円程度(前年度比+500億円程度)
 - ・ 行革努力分 3,000億円程度(同 ± 0億円程度)
 - ・ 地域経済活性化分(注) 1,000億円程度(同 +500億円程度)
 (注)うち100億円程度は特別交付税により、ローカル10,000プロジェクト等の各団体の取組状況に応じて配分)
 - ・ 人口減少等特別対策事業費 6,000億円程度(皆増)

2. 地域の元気創造事業費の算定方法

- 地域の元気創造事業費については、現行の算定方法を基本的に継続

算定額等

- 平成27年度 普通交付税3,900億円程度

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	750億円程度	225億円程度	975億円程度
市町村分	2,250億円程度	675億円程度	2,925億円程度
計	3,000億円程度	900億円程度	3,900億円程度

(注)地域経済活性化分については、上記のほか、特別交付税で100億円程度を配分

「行革努力分」の指標について

- ・ 以下の指標を用いて、各地方公共団体の行革努力の取組を反映

	指標(道府県分、市町村分共通)
人件費関係	職員数削減率、ラスパイレス指数、人件費削減率
その他	人件費を除く経常的経費削減率、地方債残高削減率

「地域経済活性化分」の指標について

- ・ 以下の指標を用いて、各地方公共団体の地域経済活性化の成果を反映
(新たに「女性就業率」の指標を追加)

	指標(道府県分)	指標(市町村分)
産業関係	第一次産業産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、延べ宿泊者数	農業産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額
雇用関係	若年者就業率、女性就業率、従業者数、事業所数	若年者就業率、女性就業率、従業者数、事業所数
その他	一人当たり県民所得	一人当たり地方税収、転入超過率

※各地方公共団体の伸び率と、全国伸び率の差に応じて、需要額の割増しを行う。

まち・ひと・しごと創生の推進②

3. 人口減少等特別対策事業費の算定方法

基本的な考え方

- ・「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・各地方公共団体の「取組の必要度」及び「取組の成果」を算定に反映させるため、全国的かつ客観的な指標で各団体毎のデータが存在するものを幅広く選定

算定額等

○平成27年度 普通交付税6,000億円程度

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1,670億円程度	330億円程度	2,000億円程度
市町村分	3,330億円程度	670億円程度	4,000億円程度
計	5,000億円程度	1,000億円程度	6,000億円程度

指標について

- ・以下の指標を用いて、各地方公共団体の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・各指標の算定上のウェイトについては、「人口増減率」とその他の指標を4:6で設定。その上で、その他の指標については、個々の指標のウェイトを均等に設定

取組の必要度 (以下の指標について、現状の数値が悪い団体の需要額を割増し)	取組の成果 (以下の指標について、全国の伸び率との差に応じて需要額を割増し)
<ul style="list-style-type: none"> ・人口増減率 ・転入者人口比率 ・転出者人口比率 ・年少者人口比率 ・自然増減率 ・若年者就業率 ・女性就業率 ・有効求人倍率 ・一人当たり各産業の売上高(*) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増減率 ・転入者人口比率 ・転出者人口比率 ・年少者人口比率 ・自然増減率 ・若年者就業率 ・女性就業率

(*) 第一次産業(農業)産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、卸売業年間商品販売額の合計

公共施設の老朽化対策の推進

公共施設等の老朽化対策に要する経費について、地方財政計画に所要の歳出を計上するとともに、集約化・複合化等に対する地方財政措置を充実

1. 地方財政計画への計上

(1) 公共施設等最適化事業費の創設

公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として、「公共施設等最適化事業費」を計上(1,000億円(皆増))

(2) 維持補修費の増額

公共施設等の維持補修費について、地方公共団体の決算の状況等を踏まえ、増額(1兆1,601億円(+1,244億円))

2. 地方財政措置

(1) 集約化・複合化事業に係る地方債措置(公共施設最適化事業債)の創設

【対象】

公共施設等総合管理計画に基づいて実施される既存の公共施設の集約化・複合化事業であって、全体として延床面積が減少するもの(庁舎等の公用施設や公営住宅、公営企業施設等は対象外)

【充当率等】

- ・ 充当率：90%、交付税算入率：50%
- ・ 期間：平成29年度まで
- ・ 平成27年度地方債計画計上額：410億円(事業費ベース：450億円)

(2) 転用事業に係る地方債措置の創設(地域活性化事業債の拡充)

【対象】

公共施設等総合管理計画に基づいて実施される既存の公共施設等の転用事業(転用後の施設が庁舎等の公用施設、公営住宅、公営企業施設等である場合は対象外)

【充当率等】

- ・ 充当率：90%、交付税算入率：30%
- ・ 期間：平成29年度まで
- ・ 平成27年度地方債計画計上額：90億円(事業費ベース：100億円)

(3) 公共施設等の除却についての地方債の特例措置(平成26年度創設、継続)

- ・ 充当率：75%(資金手当)
- ・ 平成27年度地方債計画計上額：340億円(事業費ベース：450億円)

平成27年度の社会保障の充実について

平成27年度においては、消費税・地方消費税の引上げによる増収分を活用して、

- ・ 子ども・子育て支援新制度の実施（「量的拡充」及び「質の改善」）
- ・ 地域医療介護総合確保基金の増額及び介護報酬の見直しによる介護職員の処遇改善
- ・ 国民健康保険の財政基盤強化のための保険者支援の拡充

などの措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担額（6,554億円（前年度比+3,841億円））について地方財政措置を講じることとしている。

平成27年度社会保障の充実の項目

※ 四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

○少子化対策 公費負担:5,189億円(国:2,392億円、地方:2,797億円) (前年度比+2,129億円)
(前年度公費負担:3,060億円(国:1,444億円、地方:1,616億円))

【主な項目】

- ・ 量的拡充（待機児童解消加速化プランの推進等） 公費負担:3,097億円（国:1,277億円、地方:1,820億円）
- ・ 質の改善（職員配置の改善、職員給与の改善等） 公費負担:2,030億円（国:1,059億円、地方:971億円）

○医療・介護 公費負担:8,410億円(国:4,374億円、地方:4,036億円) (前年度比+6,518億円)
(前年度公費負担:1,892億円(国:795億円、地方:1,097億円))

【主な項目】

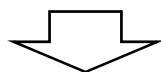
(医療、国保関係)

- ・ 地域医療介護総合確保基金（医療分） 公費負担:904億円（国:602億円、地方:301億円）
- ・ 国保の保険者支援の拡充※財政安定化基金造成分含む 公費負担:1,864億円（国:1,032億円、地方:832億円）

(介護関係)

- ・ 地域医療介護総合確保基金（介護分） 公費負担:724億円（国:483億円、地方:241億円）
- ・ 介護報酬の見直し（介護職員の処遇改善等） 公費負担:1,051億円（国:531億円、地方:520億円）
- ・ 地域包括ケアシステムの充実等の地域支援事業の拡充 公費負担:236億円（国:118億円、地方:118億円）
- ・ 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化 公費負担:221億円（国:110億円、地方:110億円）

○年金 公費負担:20億円(国:20億円) (前年度比+10億円)
(前年度公費負担:10億円(国:10億円))



社会保障の充実の合計(※) 公費負担:13,517億円(国:6,963億円、地方:6,554億円)
(前年度公費負担:4,962億円(国:2,249億円、地方:2,713億円))

(※) 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）及び重点化・効率化による財政効果分を含む。

＜その他、社会保障4経費の公経済負担増分(地方分)として、885億円がある。＞

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）に基づく社会保障制度改革として、国民健康保険の改革を含む医療保険制度改革法案が平成27年常会に提出予定

公立病院改革の推進

- 平成27年3月までに、新たな公立病院改革ガイドラインを策定する予定
- 再編・ネットワーク化への財政措置の重点化など、地方財政措置を見直し

1 新たなガイドラインの策定

(1) 策定時期

- H27年3月までに、新たな公立病院改革ガイドラインを策定する予定
※ 厚労省の地域医療構想のガイドライン策定(H27年3月までに策定)と連携しつつ策定

(2) 内容の方向性

- 地方公共団体に対し、新たな公立病院改革プランの策定を要請
- 都道府県の策定する地域医療構想を踏まえ、公立病院が果たすべき役割を明確化するとともに、経営効率化や病院間の再編等を推進

2 地方財政措置の見直し

(1) 公立病院の新設・建替等に対する地方交付税措置の見直し

① 再編・ネットワーク化に伴う整備への財政措置の重点化

公立病院の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備について、病院事業債(特別分)を創設し、その元利償還金の40%について地方交付税措置を講じる。

※ 地方交付税措置については、病床割を廃止し事業割に統一

【現在】

30%地方交付税措置



【来年度以降】

通常の整備 …………… 25%地方交付税措置

再編・ネットワーク化に伴う整備
…………… 40%地方交付税措置

② 都道府県の役割の強化

公立病院の新設・建替等に当たっては、医療介護総合確保推進法に基づき地域の医療提供体制の確保にこれまで以上に大きな役割・責任を有する都道府県の十分なチェックを踏まえて、適当と認められるものに対し地方交付税措置を行う。

③ 建築単価の見直し

地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を、最近の建設費の状況を踏まえ、30万円/㎡から36万円/㎡に引き上げる。

(2) その他

公立病院の運営費に係る地方交付税措置(病床当たり単価:②6 707千円)の算定基礎を、許可病床数から稼働病床数に見直す等、所要の見直し

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区分		平成27年度	平成26年度
歳入合計	①	852,710	833,607
地方税	②	374,919	350,127
地方譲与税	③	26,854	27,564
地方特例交付金	④	1,189	1,192
地方交付税	⑤	167,548	168,855
地方債	⑥	95,009	105,570
うち臨時財政対策債	⑦	45,250	55,952
全国防災事業分 一般財源充当分	⑧	▲ 275	▲ 113
主な地方財政関係指標	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧	615,485	603,577
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧}{①}$	66.9%	65.7%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	11.1%	12.7%

（参考）

- 地方の借入金残高 198.6兆円（平成27年度末見込み）
（東日本大震災分を含む） ※ 200.6兆円（平成26年度末見込み）
- 交付税特別会計借入金残高 32.8兆円（平成27年度末）
※ 33.1兆円（平成26年度末）

1. 地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

(単位：億円、%)

区 分		平成 27 年度 (A)	平成 26 年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	374,919	350,127	24,792	7.1
	地 方 譲 与 税	26,854	27,564	△ 710	△ 2.6
	地 方 特 例 交 付 金	1,189	1,192	△ 3	△ 0.3
	地 方 交 付 税	167,548	168,855	△ 1,307	△ 0.8
	国 庫 支 出 金	130,733	124,491	6,242	5.0
	地 方 債	95,009	105,570	△ 10,561	△ 10.0
	うち臨時財政対策債	45,250	55,952	△ 10,702	△ 19.1
	うち財源対策債	7,800	7,800	0	0.0
	使用料及び手数料	16,044	15,862	182	1.1
	雑 収 入	40,689	40,059	630	1.6
	全国防災事業一般財源充当分	△ 275	△ 113	△ 162	143.4
計	852,710	833,607	19,103	2.3	
一 般 財 源 (水 準 超 経 費 を 除 く)	615,485 601,685	603,577 594,277	11,908 7,408	2.0 1.2	
歳 出	給 与 関 係 経 費	203,351	203,414	△ 63	△ 0.0
	退 職 手 当 以 外	185,291	184,803	488	0.3
	退 職 手 当	18,060	18,611	△ 551	△ 3.0
	一 般 行 政 経 費	350,589	332,194	18,395	5.5
	補 助	185,490	173,976	11,514	6.6
	単 独 ※	139,964	139,536	428	0.3
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,135	15,182	△ 47	△ 0.3
	地域の元気創造事業費	-	3,500	△ 3,500	皆減
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	-	10,000	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	8,450	11,950	△ 3,500	△ 29.3
	公 債 費	129,512	130,745	△ 1,233	△ 0.9
	維 持 補 修 費	11,601	10,357	1,244	12.0
	投 資 的 経 費	110,010	110,035	△ 25	△ 0.0
	直 轄 ・ 補 助	57,252	57,756	△ 504	△ 0.9
	単 独	52,758	52,279	479	0.9
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
	うち公共施設等最適化事業費	1,000	-	1,000	皆増
	公 営 企 業 繰 出 金	25,397	25,612	△ 215	△ 0.8
	企業債償還費普通会計負担分	16,247	16,132	115	0.7
	そ の 他	9,150	9,480	△ 330	△ 3.5
	不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	13,800	9,300	4,500	48.4
計	852,710	833,607	19,103	2.3	
(水 準 超 経 費 除 く)	838,910	824,307	14,603	1.8	
地 方 一 般 歳 出	693,151	677,430	15,721	2.3	

※ 地方税等の減収分(震災関連)見合い歳出分730億円を控除した額である。

2. 地方財政計画歳入歳出一覧(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円、%)

区 分		平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増 減 (A)-(B)	額 (C)	増 減 (C)/(B)	率 (C)/(B)
歳 入	震災復興特別交付税	5,898	5,723		175		3.1
	国庫支出金	13,717	13,353		364		2.7
	地方債	355	455	△	100	△	22.0
	雑収入	90	86		4		4.7
	計	20,060	19,617		443		2.3
歳 出	給与関係経費	110	117	△	7	△	6.0
	一般行政経費	5,723	5,350		373		7.0
	補助	4,481	3,779		702		18.6
	単独	1,242	1,571	△	329	△	20.9
	公債費	90	85		5		5.9
	投資的経費	13,874	13,905	△	31	△	0.2
	直轄・補助	13,478	13,525	△	47	△	0.3
	単独	396	380		16		4.2
	公営企業繰出金	263	160		103		64.4
計	20,060	19,617		443		2.3	

(2) 全国防災事業

(単位：億円、%)

区 分		平成27年度 (A)	平成26年度 (B)	増 減 (A)-(B)	額 (C)	増 減 (C)/(B)	率 (C)/(B)
歳 入	地方税	708	679		29		4.3
	一般財源充当分	275	113		162		143.4
	国庫支出金	1,524	736		788		107.1
	地方債	2,397	983		1,414		143.8
	雑収入	1	10	△	9	△	90.0
計	4,905	2,521		2,384		94.6	
歳 出	公債費	983	802		181		22.6
	投資的経費	3,922	1,719		2,203		128.2
	直轄・補助	3,922	1,719		2,203		128.2
	計	4,905	2,521		2,384		94.6

通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位：億円、%)

区 分		平成 27 年度 (A)	平成 26 年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	375,627	350,806	24,821	7.1
	地 方 譲 与 税	26,854	27,564	△ 710	△ 2.6
	地 方 特 例 交 付 金	1,189	1,192	△ 3	△ 0.3
	地 方 交 付 税	173,446	174,578	△ 1,132	△ 0.6
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	167,548	168,855	△ 1,307	△ 0.8
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	5,898	5,723	175	3.1
	国 庫 支 出 金	145,974	138,580	7,394	5.3
	地 方 債	97,761	107,008	△ 9,247	△ 8.6
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	45,250	55,952	△ 10,702	△ 19.1
	う ち 財 源 対 策 債	7,800	7,800	0	0.0
	使 用 料 及 び 手 数 料	16,044	15,862	182	1.1
	雑 収 入	40,780	40,155	625	1.6
	計	877,675	855,745	21,930	2.6
一 般 財 源	622,366	610,092	12,274	2.0	
歳 出	給 与 関 係 経 費	203,461	203,531	△ 70	△ 0.0
	退 職 手 当 以 外	185,401	184,920	481	0.3
	退 職 手 当	18,060	18,611	△ 551	△ 3.0
	一 般 行 政 経 費	356,312	337,544	18,768	5.6
	補 助	189,971	177,755	12,216	6.9
	単 独	141,206	141,107	99	0.1
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,135	15,182	△ 47	△ 0.3
	地 域 の 元 気 創 造 事 業 費	-	3,500	△ 3,500	皆減
	ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 事 業 費	10,000	-	10,000	皆増
	地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	8,450	11,950	△ 3,500	△ 29.3
	公 債 費	130,585	131,632	△ 1,047	△ 0.8
	維 持 補 修 費	11,601	10,357	1,244	12.0
	投 資 的 経 費	127,806	125,659	2,147	1.7
	直 轄 ・ 補 助	74,652	73,000	1,652	2.3
	単 独	53,154	52,659	495	0.9
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
	う ち 公 共 施 設 等 最 適 化 事 業 費	1,000	-	1,000	皆増
	公 営 企 業 繰 出 金	25,660	25,772	△ 112	△ 0.4
	企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	16,247	16,132	115	0.7
	そ の 他	9,413	9,640	△ 227	△ 2.4
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	13,800	9,300	4,500	48.4	
計	877,675	855,745	21,930	2.6	
地 方 一 般 歳 出	717,043	698,681	18,362	2.6	

6 市税実収見込額の概要

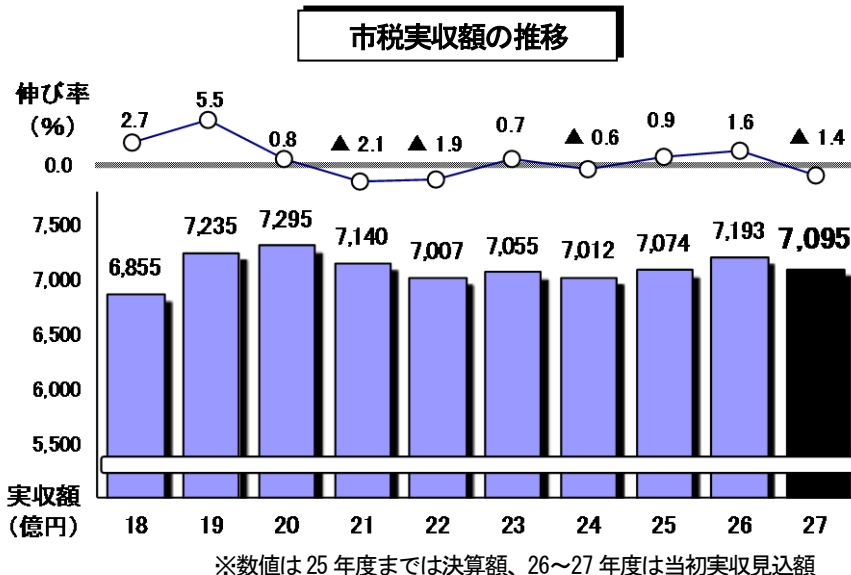
26年度当初実収見込額	27年度実収見込額	増減	伸び率
7,193億円	7,095億円	▲98億円	▲1.4%

(注) うち、予算計上額 7,075 億円 (固定資産税を 20 億円留保)

法人市民税の税率引下げや固定資産税の評価替えなどにより3年ぶりの減収

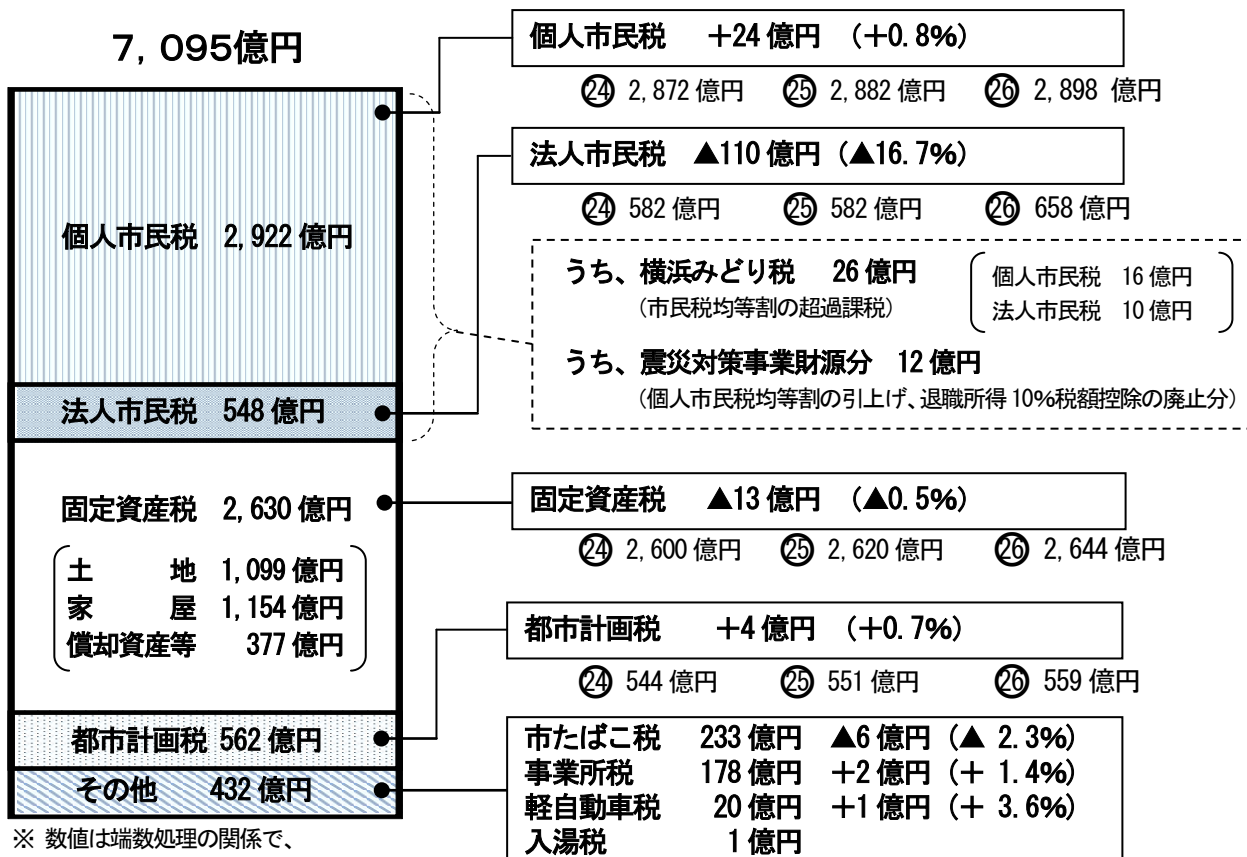
27年度の市税実収見込額は、26年度税制改正に伴う法人市民税の一部国税化による税率引下げや、固定資産税の評価替えによる影響などにより、7,095億円を見込みました。

これは、26年度の当初実収見込額7,193億円と比較して、▲98億円(▲1.4%)の減収となるものです。



税目別内訳

(注) ⑳・㉑は各年度の決算額、㉒は26年度の当初実収見込額



■ 個人市民税は、給与収入の増などにより、+24億円の増収 (+0.8%)

個人市民税は、給与収入の増加により、前年度当初実収見込額の 2,898 億円と比較して、+24 億円 (+0.8%) の増収となる 2,922 億円を見込んでいます。

【給与所得の一人当たり収入金額の増加】

26年度：548万1,000円 → 27年度：558万5,000円 (+1.90%)

■ 法人市民税は、一部国税化による税率引下げなどの影響により、▲110億円の減収 (▲16.7%)

法人市民税は、法人税割の一部国税化による税率引下げや、企業収益の縮小により、前年度当初実収見込額の 658 億円と比較して、▲110 億円 (▲16.7%) の減収となる 548 億円を見込んでいます。

○法人市民税の一部国税化とは

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、引下げ分に相当する「地方法人税」(国税)を創設し、地方交付税の原資とすることとされました。(26年度税制改正) 【27年度減収額】▲50億円(平年度 ▲100億円)

《参考》日本銀行全国短期経済観測調査
経常利益(前年度比)

	24年度	25年度	26年度(計画)
全産業	7.2%	28.4%	▲0.3%

※26年度は26年12月調査数値

【法人実効税率の引下げ】

27年度税制改正大綱で、法人税率の引下げ(25.5%⇒23.9%)や課税ベースの拡大等の法人税改革が示されました。これにより法人税額をもとに課税する法人市民税は28年度以降▲10億円を超える減収が見込まれます。

■ 固定資産税・都市計画税は、評価替えなどにより、あわせて▲10億円の減収 (▲0.3%)

固定資産税・都市計画税は、土地・家屋で3年に一度の評価替えが行われることや、償却資産の減価償却による減などにより、前年度当初実収見込額の 3,202 億円と比較して、▲10 億円 (▲0.3%) の減収となる 3,193 億円を見込んでいます。

【評価替え影響額(固定資産税・都市計画税の合計)】

土地：地価の上昇により増 … 18 億円

家屋：建設物価が上昇しているものの、3年分の経年減価により減 … ▲30 億円

合計：▲12 億円

【増減の内訳】

(単位：億円)

	固定	都計	合計
土地	10	4	14
家屋	▲12	0	▲12
償却資産等	▲12	—	▲12
合計	▲13	4	▲10

固定：固定資産税 都計：都市計画税

※数値は端数処理の関係で、合計等が合わないことがあります。

《参考》土地・家屋に関する指標の動向

地価公示価格の対前年変動率(各年1月1日現在)

	24年	25年	26年
市内住宅地	▲1.1%	0.2%	1.7%

27年度再建築費評点補正率※

木造	非木造
1.06	1.05

※在来分家屋の評価替えに用いる3年間(22年7月～25年7月)の建設物価の変動を反映した率

【参考：26年度の決算見込み】

26年度の市税決算見込額は、当初実収見込額と同額の 7,193 億円を見込んでいます。

税目別では、法人市民税が企業収益の伸びが見込を下回ったことにより減収となりますが、個人市民税が株価の急回復を受けた譲渡所得の増加により増収となる見込みです。

平成 27 年度税制改正に向けた各地方団体要望関係一覧

団体名	要望書	要望時期	要望内容	
			地方法人税（法人住民税一部国税化）	法人実効税率の引下げ
横浜市	【独自要望】 国の制度及び予算に関する提案・要望書	H27. 6	地方税を一部国税化して、地方間の税収の調整を行うものとして、平成 26 年 10 月に導入された地方法人税については、 受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反することから、速やかに撤廃し、地方税である法人住民税に復元すべきです。	
横浜市議会	平成 26 年度税制改正に関する意見書	H25. 9. 13		
地方六団体	「総務大臣・地方六団体会合」	H26. 6. 10		法人実効税率を引き下げる場合には、地方の行財政運営に支障が生じることのないよう、 法人関係税収の中で代替財源を確実に措置すること
全国知事会	地方税財源の確保・充実等に関する提言	H27. 7. 29	Ⅲ 税制抜本改革の推進等 1 社会保障と税の一体改革 (5) 税源の偏在性の是正 このため、消費税・地方消費税率の 10% への引上げの際には、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるなど、引き続き偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、 偏在是正により生ずる財源については、確実に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置とすべきである。	Ⅲ 税制抜本改革の推進等 2 法人税改革に伴う地方法人課税の見直し (1) 法人実効税率を引き下げる場合の代替税財源の確保 平成 27 年度税制改正においては、経済の好循環の実現を力強く後押しするために税率引下げを先行させた上で財源を確保することとされたが、平成 27 年度大綱において「平成 27 年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指す」とされていることから、 今後、さらに法人実効税率を引き下げる場合には、地方の財政運営に支障が生じないよう必要な税財源を確保し、最終的には恒久減税には恒久財源を確保すべきである。
				(3) 法人事業税及び固定資産税の損金算入 また、固定資産税は、資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目し、資産価値に応じて応益的に課税する財産税（物税）であり、こうした性格を踏まえて同様に損金に算入されている。 法人実効税率引下げの代替税財源として、法人事業税や固定資産税の損金算入の廃止が検討されているが、これらの税は法人の事業活動や固定資産に係るコストであり、その応益課税としての性格に反するのではないかと懸念されることから、税制としての妥当性について十分議論し、慎重に検討すべきである。
	提案書	H26. 5. 19		○このため、国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、法人関係税に係る政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大等により、 地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべきである。
	要望・提言書	H26. 12. 27		法人実効税率の引下げにあたっては、大法人に対する外形標準課税の段階的な拡充のほか、欠損金の繰越控除の縮小、企業の受取配当への課税強化などによる代替税財源の確保が検討されていると承知していますが、 今後、数年間で法人実効税率を 20% 台に引き下げる場合には、地方の財政運営に支障が生じないよう、必要な税財源を確保すべきであり、恒久減税には恒久財源を確保していただきたい。

団体名	要望書	要望時期	要望内容	
			地方法人税（法人住民税一部国税化）	法人実効税率の引下げ
全国知事会	「平成 27 年度与党税制改正大綱」について	H26. 12. 30	平成 26 年度与党税制改正大綱における消費税率 10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成 28 年度以後の税制改正において具体的な結論を得ることとされたところであるが、消費税率の 10%への引上げの際には、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるなど、引き続き偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、偏在是正により生ずる財源については確実に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置とすべきである。	今般の法人税改革は「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変えることとされ、平成 27 年度税制改正では、法人実効税率を平成 28 年度まで 2 年間で 3.29%（27 年度 2.51%、28 年度 0.78%）引き下げる一方で、法人事業税の外形標準課税の拡大、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、租税特別措置の見直しなど課税ベースの拡大を行うことが示された。 これは、一部先行減税が含まれることになったが、法人実効税率を引き下げられる場合には、「法人課税の中での税収中立」を優先すべきなどとした全国知事会の提言に概ね沿ったものであること、また、法人事業税の外形標準課税の拡大については、長年、全国知事会が求めてきたものであり税収の安定に資することとなること、地域経済を支える中小法人等への影響に配慮して、大法人を対象に行うことと、中堅企業に対する負担変動の軽減措置が 2 年間講じられていることから、評価したい。 平成 27 年度税制改正においては、経済の好循環の実現を力強く後押しするために、税率引下げを先行させることとされたが、以後数年で法人実効税率を 20% 台まで引き下げられる場合には、地方の財政運営に支障が生じないよう必要な税財源を確保し、最終的には恒久減税には恒久財源が確保されるよう強く求める。 今後、法人税改革を継続する中で、外形標準課税のさらなる拡大や適用対象法人のあり方等について検討を行うこととされたが、地域経済への影響も踏まえて、引き続き、中小法人への配慮を適切に行うべきである。
全国都道府県議長会				
全国市長会	法人実効税率のあり方の検討に関する要望	H26. 5. 24		政府税制調査会等において、法人実効税率のあり方の検討が行われているところであるが、国・地方を通じた法人関係税収が、地方公共団体の行政サービスを支えるうえで貴重な財源であることを踏まえ、その実効税率を引き下げられる場合は、必ず代替財源を確保すること。
全国市長会	都市税財源の充実強化に関する決議（提言）	H27. 6. 10	消費税率（国・地方）10%段階で法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないよう十分配慮すること。 法人住民税法人税割の交付税原資化については、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであり、これを地方一般財源の不足に対する確保策としないこと。	国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、更に法人実効税率を引き下げられるに当たっては、恒久減税による減収には恒久財源で補てんするなどにより、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。
	平成 28 年度都市税制改正に関する意見	H27. 8	消費税率（国・地方）10% 段階で法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないよう十分配慮すること。 法人住民税法人税割の交付税原資化については、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであり、これを地方一般財源の不足に対する確保策としないこと。	国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、更に法人実効税率を引き下げられるに当たっては、恒久減税による減収には恒久財源で補てんするなどにより、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。
	平成 27 年度都市税制改正に関する要望	H26. 11. 13		国・地方を通じた法人関係税収が、地方公共団体の行政サービスを支えるうえで重要な財源であることを踏まえ、その実効税率を引き下げられる場合は、法人関係税に係る課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、都市自治体の歳入に影響を与えないこと。
	平成 27 年度税制改正に関する要望（全国町村会との合同要望）	H26. 12. 24		法人実効税率のあり方の検討に当たっては、外形標準課税の拡充や租税特別措置の見直し等による課税ベースの拡大等、法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを大前提とすること。

団体名	要望書	要望時期	要望内容	
			地方法人税（法人住民税一部国税化）	法人実効税率の引下げ
全国市長会	平成 27 年度与党税制改正大綱について	H27. 1. 5		法人実効税率の第一段階の引下げについて、減税が先行した形で行われることとなった。租税特別措置の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大等によりその一部について代替財源が確保されたことは評価するところであるが、地方財政に影響が生じることのないよう適切な措置を講じるとともに、最終的には恒久減税には恒久財源が確保されるようにすべきである。
全国市議会議長会				
全国町村長会	法人実効税率のあり方の検討に関する要望	H26. 5. 13		法人実効税率のあり方の検討に当たっては、外形標準課税の拡充や租税特別措置の見直し等による課税ベースの拡大など、あくまで法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを大前提とすること。
	平成 27 年度税制改正に関する要望（全国市長会との合同要望）	H26. 12. 24		法人実効税率のあり方の検討に当たっては、外形標準課税の拡充や租税特別措置の見直し等による課税ベースの拡大等、法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを大前提とすること。
全国町村議会議長会				
指定都市市長会	【緊急要望】経済財政運営と改革の基本方針 2015（仮称）に対する提案	H27. 5. 12	また、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方法人税のような単なる地方間の税収の再配分ではなく、 地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと 。なお、地方法人税は、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、 速やかに撤廃し、法人住民税へ還元すること 。	国の施策として、法人実効税率を更に引き下げするための措置を講ずる場合には、 法人住民税が減収とならない制度設計を行うこと 。
	経済財政運営と改革の基本方針 2014 について（会長談話）	H26. 6. 24		一方で、法人実効税率の引き下げが言及されましたが、 税制改正にあたっては、市町村の基幹税目である法人住民税が減収とならないような制度設計をお願いしたい と考えます。また、 地方交付税総額については、引き続き必要額を確保していただく ことを強く求めます。
	白本要望	H26. 7. 8	<提案事項詳細説明> 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正 また、地方公共団体間の財政力格差の是正については、 地方法人税のような地方間の税収の調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと 。	
	税改要望	H26. 11. 6	法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として再配分する地方法人税が創設されたが、受益と負担の関係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する制度であるため、 速やかに撤廃し、法人住民税へ還元すること 。	国の施策として法人実効税率を引き下げするための措置を講ずる場合には、 法人住民税が減収とならない制度設計を行うこと 。
	青本要望	H26. 11. 6	<重点要望事項詳細説明> 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正（要望文） 地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、 速やかに撤廃し、法人住民税へ還元すること 。 <要望事項詳細説明> 3 所得課税の充実（法人住民税）（説明文） また、法人住民税は、地域の構成員としての応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。しかしながら、 単なる地方間の税収の再配分となる地方法人税は、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ還元する必要がある 。	<重点要望事項詳細説明> 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化（要望文） なお、 法人実効税率を引下げするための措置を講ずる場合には、法人住民税が減収とならない制度設計を行うこと 。 <要望事項詳細説明> 3 所得課税の充実（法人住民税）（説明文） なお、 国の施策として法人実効税率を引き下げするための措置を講ずる場合には、法人住民税が減収とならない制度設計を行う必要がある 。

団体名	要望書	要望時期	要望内容	
			地方法人税（法人住民税一部国税化）	法人実効税率の引下げ
	平成 27 年度税制改正に関する指定都市市長会緊急要請	H26. 10. 23	<p>法人住民税は、地域の構成員である法人が、市町村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスの提供を受けていることに対する応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。</p> <p>平成 26 年度税制改正において、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税の原資とする地方法人税が創設されたが、地方公共団体の財政力格差の是正は、国・地方間の税源配分を是正し、地方税財源拡充の中で行われるべきであり、地方法人税のような、単なる地方間の税収の再配分となる制度は、受益と負担の関係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すること。</p>	<p>国の施策として法人実効税率を引き下げするための措置を講ずる場合には、法人税額が法人住民税法人税割の課税標準となっていることに鑑み、地方財政に影響を及ぼさないよう、法人税額減少の影響を遮断するなど、法人住民税が減収とならない制度設計を行うこと。</p>
	平成 27 年度与党税制改正大綱について（会長談話）	H26. 12. 30	<p>「地方法人税（法人住民税一部国税化）の撤廃及び法人住民税への復元」、「法人実効税率の引下げに伴う法人住民税収の確保」については、指定都市市長会の要望が実現せず、大変残念です。特に、地方法人税のような地方間の税収の再配分となる制度は、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反するため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元することを求めます。</p>	
九都県市首脳会議	地方分権改革の実現に向けた要求	H27. 6. 11	<p>このように、地方法人税は、地方分権に反するのみならず、制度運用の面からも将来にわたって地方財政に悪影響を及ぼすものであることから、速やかに撤廃し、地方税である法人住民税に復元すること。</p>	<p>法人実効税率については、平成 27 年度与党税制改正大綱において、法人税及び法人事業税所得割の税率引下げにより、平成 28 年度に 31.33%まで引き下げることに加え、平成 28 年度以降も、法人実効税率 20%台を目指した法人税改革を行うことが明記された。法人税率の更なる引下げに当たっては、法人税額が法人住民税法人税割の課税標準となっており、また、法人税の 33.1%が地方交付税原資になっていることから、国税から地方税への税源移譲や租税特別措置の見直しによる課税ベースの拡大等により、確実な代替財源を確保し、地方の歳入に影響を与えないようにすること。</p> <p>なお、法人課税における超過課税は、地方税法に定められた制限税率の範囲内で課税自主権の行使の一環として、地方自治体の判断により行っているものである。これに国が介入することは、地方分権に反するものであるため、法人実効税率を引き下げの場合にあっても、地方の超過課税の撤廃や見直しを求めないこと。</p>

資 料

(地方税における法人課税のあり方について)

平成27年8月26日

横浜市財政局

- 1 地方税理論の観点からみた問題点
- 2 地方税理論と財政調整理論の重なる部分からみた問題点
- 3 財政調整の観点からみた問題点

地方法人課税の論点(案)

1 地方税理論の観点からみた問題点

(1) 直近の税制改正における法人税改革の内容

- * 法人住民税の一部の国税化と、地方交付税の財源化をどのように評価するか？

(道府県に関する地方法人特別税の法人事業税への復元との「見合い」との説明)

- ・ これは課税自主権の圧縮、国への税源の逆移譲として批判すべきではないのか？
- ・ これは法人課税の「共同税化」と言えるか？もしもそうであるなら、どう評価すべきか？

- * 法人実効税率の引下げをどう評価するか？

(法人税率引下げ、法人事業税の外形標準課税の拡大、課税ベースの拡大)

- ・ 経済浮揚策としての法人税減税をどのように評価すべきか？
- ・ 国の経済政策を地方自治体は無条件に受け入れねばならないのか？
- ・ 自治体財政に影響を与える政策を国が一方的に決めるのはあまりに集権的に過ぎるのではないのか？
国政の決定に地方が影響力を及ぼせるシステムを作るべきではないか？
- ・ 欧州諸国のように、自治体財政に対する国の政策の悪影響は全額国が補てんすべきではないのか？
- ・ 国際競争力のために法人実効税率の引下げが必要なのであれば国税で行うべきではないのか？

次ページに続きあり

地方法人課税の論点(案)

- ・ 法定税の水準が引き下げられても、地方の財政需要が減っているわけではないので、その隙間を埋める法定外税の許容範囲が広がったとみることができるのでは？
それを認めないのであれば、きちんとした財源保障を行うべき。
- ・ そもそも法人実効税率の引下げによって、法人の国際競争力は向上するのか？
国の財源が厳しいときにあえてこのような政策を行う必要性があるのか？

(2) 税源の偏在と自治体間の格差

- * 国の言う「偏在」は本当に解消されるべき問題点なのか？
 - ・ 税源の偏在自体が問題なのか？それとも財源不足の自治体が生じることが問題なのか？
後者であれば、それは地方財政調整の問題なのではないのか？
- * 税源の偏在は程度に応じて問題になるのか？どの程度偏在すると問題になるのか？
 - ・ 偏在にはこれ以上許されない限界があるのか？あるとすれば何を基準に判断するのか？
偏在を、税目ごとに住民一人当たりの税収でみているが、これに意味があるのか？
 - ・ 税源の偏在だけをみて限界を判断するのは誤りではないのか？
財政需要の相違を無視して税源の相違だけ問題視するのは間違いではないか？

地方法人課税の論点(案)

(3) 大都市に特有の税収・税源と財政需要

- * 大都市には他の市町村よりも大きな特有の財政需要がある以上、税収と税源が大都市に偏るのは当然のことであって、問題にされるべきではないのではないか？
- * 大都市には他の市町村に存在しない税源があると同時に大都市特有の財政需要が存在する以上、大都市には新税の創設を含む特別な課税をより広範に認めるべきではないか？

(4) 法人課税の地方税としての適性

- * 法人住民税は、サービスを受けた法人がサービスを提供した自治体に対して負担する応益課税であり、それを財政調整に使うのはおかしいのではないか？
- * より良いサービスを提供した自治体に企業が進出してきてサービスを受け取り、そこで得た法人所得に課税所得に対して課税するのだから、偏在するのは当然で問題ではない。(個人との比較？)
- * 法人課税は地方税としての相応しくなく、適格性を欠くのか？
 - ・ 法人課税の偏在性と景気感应性が高いことを理由に地方税として相応しくないと主張するのは誇張であり、極論ではないのか？

次ページに続きあり

地方法人課税の論点(案)

- * 自治体の行政と法人の事業活動とを繋ぐ唯一の「連絡手段」である地方の法人課税をなくしてしまうと、法人は単純に環境を汚染する迷惑施設になってしまい、自治体が法人の立地を拒むケースも多発するのではないか？
- * 地方の法人課税をなくすと、各自治体が現状では大きな予算を割いている法人向け(法人の従業員を含む)の行政サービスを縮減・廃止するのが当然のこととなるのではないか？
- * 地方税としての法人課税がなければ、各自治体が地域活性化に努力するインセンティブは失われてしまうのではないか？ 失われた結果として、経済政策も地域活性化もすべては国の政策頼りという、まさに集権国家になるのではないか？
- * 地方税としての法人課税がなければ、経済成長からの「果実」はまったく自治体に入らない、つまり換言すれば、経済成長に伴う増収はすべて国の懐に入ることになり、地方の自主性は大きく弱体化するのではないか？
- * 地方税という自主財源を減らし、国税にすることは、受益と負担の関係に反し、明らかに分権に逆行してしまうのではないか？

地方法人課税の論点(案)

2 地方税理論と財政調整理論の重なる部分からみた問題点

(1) 地方法人税の交付税原資化は必要か

* いまなぜ、地方法人税の原資化を通じた格差是正が必要か、自治体間格差をどう見るか？

- ・ 地方消費税率の引上げによって、基準財政需要額に対する財源超過額等の自治体間の財政力格差が拡大した？

→ それを是正するために、税源の偏在性の高い法人住民税を交付税原資にしたという理論だが、本来、国が自らの財源で行うべき財政調整の責任を放棄して、人のカネ(地方税)を使って調整するのはおかしい

- ・ そもそも地方財政審議会等において、税源の偏在性は都道府県を中心に議論されていたが、なぜ市町村が巻き込まれた？

→ 財政力格差の拡大の原因である地方消費税は道府県税であり、財政調整を行うのであれば道府県税である地方事業税で行うべきでは？

→ 法人事業税よりも法人住民税の方がパイが大きいから？

地方法人課税の論点(案)

(2) ふるさと納税

- * 「納税者が税収の使途を指定することによる効率化」論とは？
- * 「納税者に選択されようと自治体間で競争することによる効率化」論とは？
- * 税金を使った通販による地域興し競争の狂乱状態
- * 盛り上がっているふるさと納税をどのように評価すべきか？
 - 国が財政調整の責任を放棄して人のカネを使って行う財政調整では？

(3) 地方法人税

- * 地方の自主財源を交付税財源にすることは正常なのか？
 - ・ 交付税＝地方の固有財源、共有財源という幻想
 - もしもこれが正当となる場合は、いわゆる自治体同士の「水平調整制度」が完全に成立する場合に限られるが、日本の場合にありえるのか？
- * 横浜市のとるべきスタンス
 - ・ 財政調整はあくまでも国の責任であって、横浜市には調整の責務はない。

地方法人課税の論点(案)

3 財政調整の観点からみた問題点

(1) 財政調整のあるべき姿

- * 地方交付税の機能を以前のように回復させるのが正当な対応
 - 地方税を用いたり、あたかも地方全体が共同体のような幻想を振りまいて財政調整の責務を地方に押し付けるのはあまりに独善的なのではないか

- * 地方交付税制度の原資はどのような税がふさわしいのか？

資 料

(地方税における法人課税のあり方について)

【別紙】

平成27年7月31日

横浜市財政局

法人住民税の一部国税化の経過①

平成24年8月の税制抜本改革法において、「地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すこと」とされました。

参考) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抄)[平成24年8月]

第7条

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

法人住民税の一部国税化の経過②

消費税率(国・地方)8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税原資化。

○法人住民税法人税割の税率の改正 [] : 制限税率

道府県民税: 5.0% [6.0%] → 3.2% [4.2%] (▲1.8%)

市町村民税: 12.3% [14.7%] → 9.7% [12.1%] (▲2.6%)

○地方法人税の創設

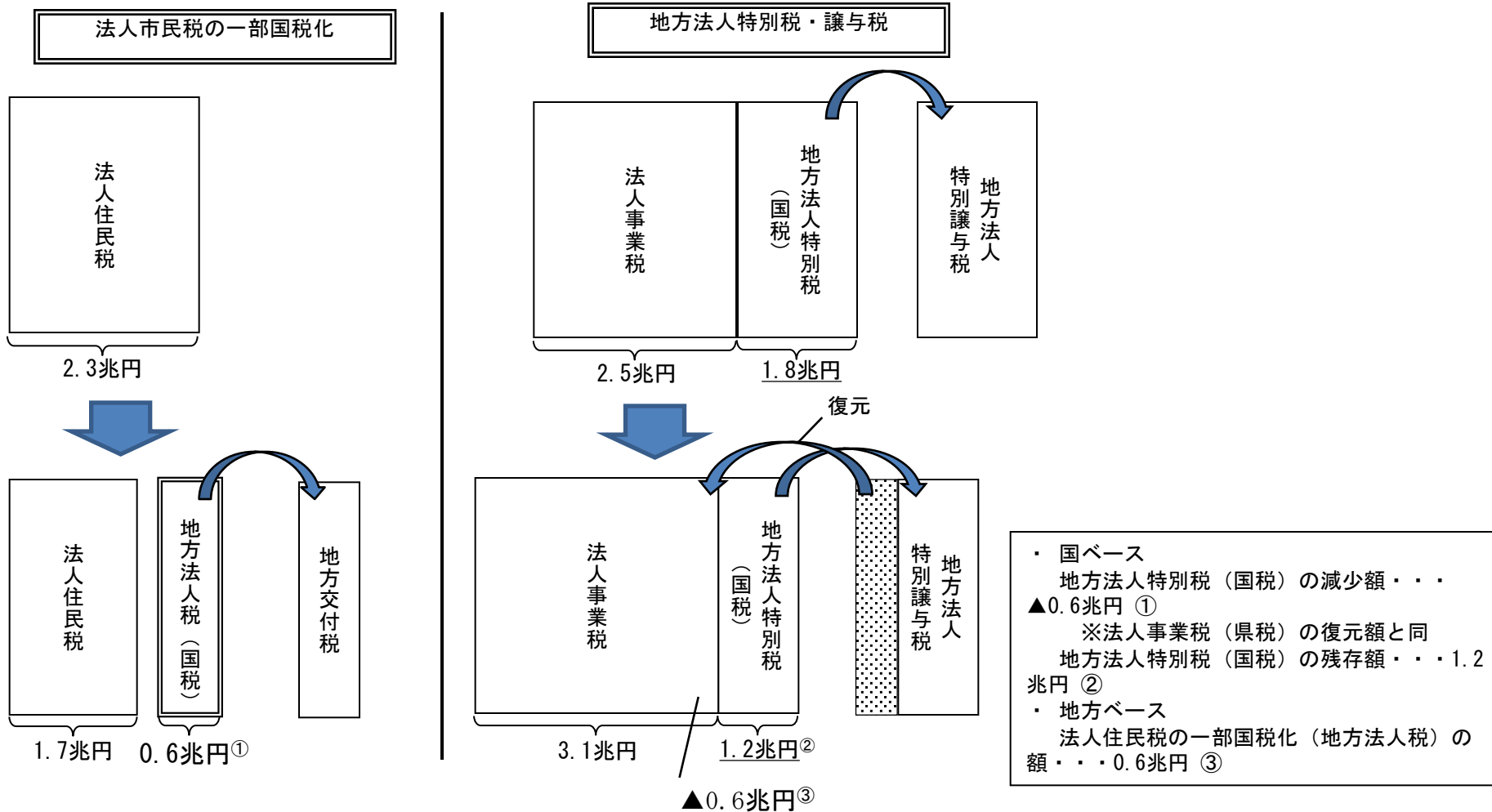
法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)。

消費税率(国・地方)10%段階においては、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討。

(出典:平成26年度与党税制改正大綱)

26年度税制改正による地方法人課税見直しのスキーム

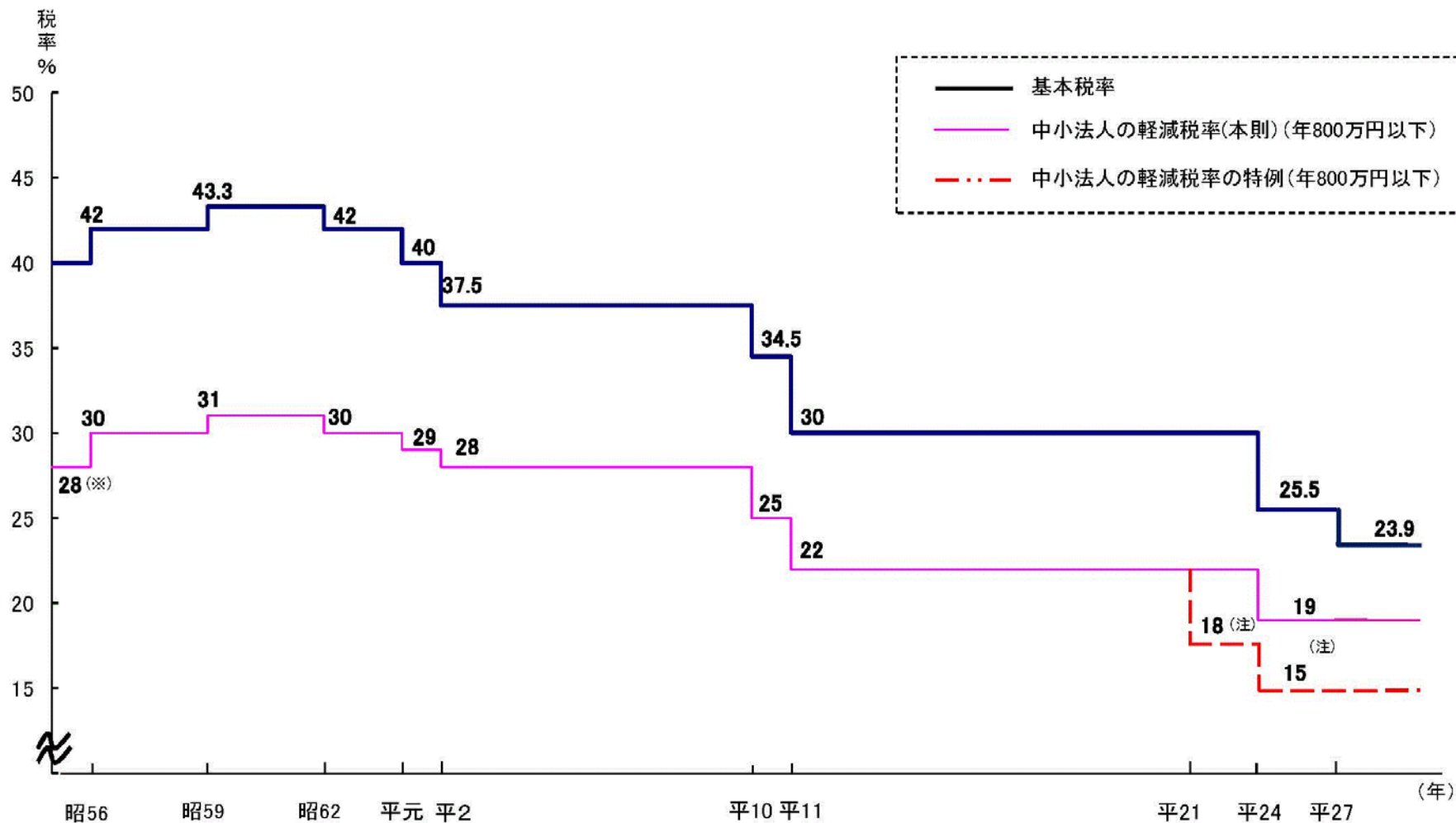
法人住民税の一部国税化は、法人事業税の一部復元と同規模で行われた。



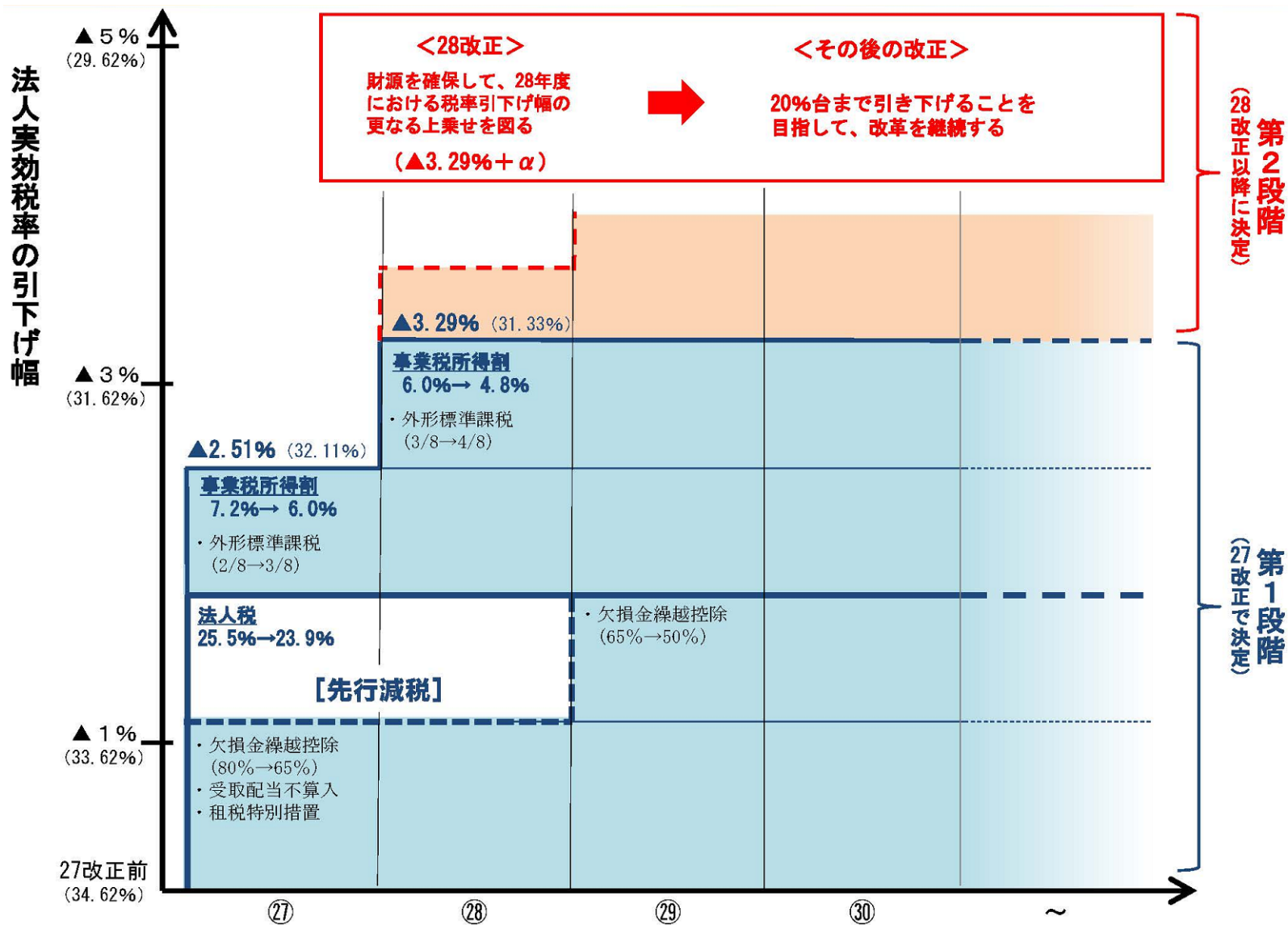
法人実効税率の引き下げについての経過

- 今般の法人税改革は、法人課税を成長志向型の構造に変えるもの。より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減する。
 - 企業の収益力改善に向けた投資や新たな技術開発等への挑戦がより積極的になり、それが成長につながっていく。
 - 改革を通じて、企業が収益力を高めれば、継続的な賃上げが可能な体質となり、より積極的な賃上げへの取組みが可能となる。
- 27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。
 - ・ 27年度改正において、先行減税分を含めて、27年度▲2.51%、28年度▲3.29%の引下げを決定。[第1段階]
 - ・ 28年度改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、28年度における税率引き下げ幅の更なる上乘せを図る。(▲3.29% + α)
 - さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。[第2段階]
- 27年度改正においては、税率引下げとあわせて「欠損金繰越控除の見直し」や「外形標準課税の拡大」などの改革を行う。
- 地域経済を支える中小法人への影響に配慮して、27年度は大法人を中心に改革を行う。賃上げへの配慮措置や中堅企業の負担増の軽減措置、改革を段階的に実施する等の激変緩和措置も講ずる。

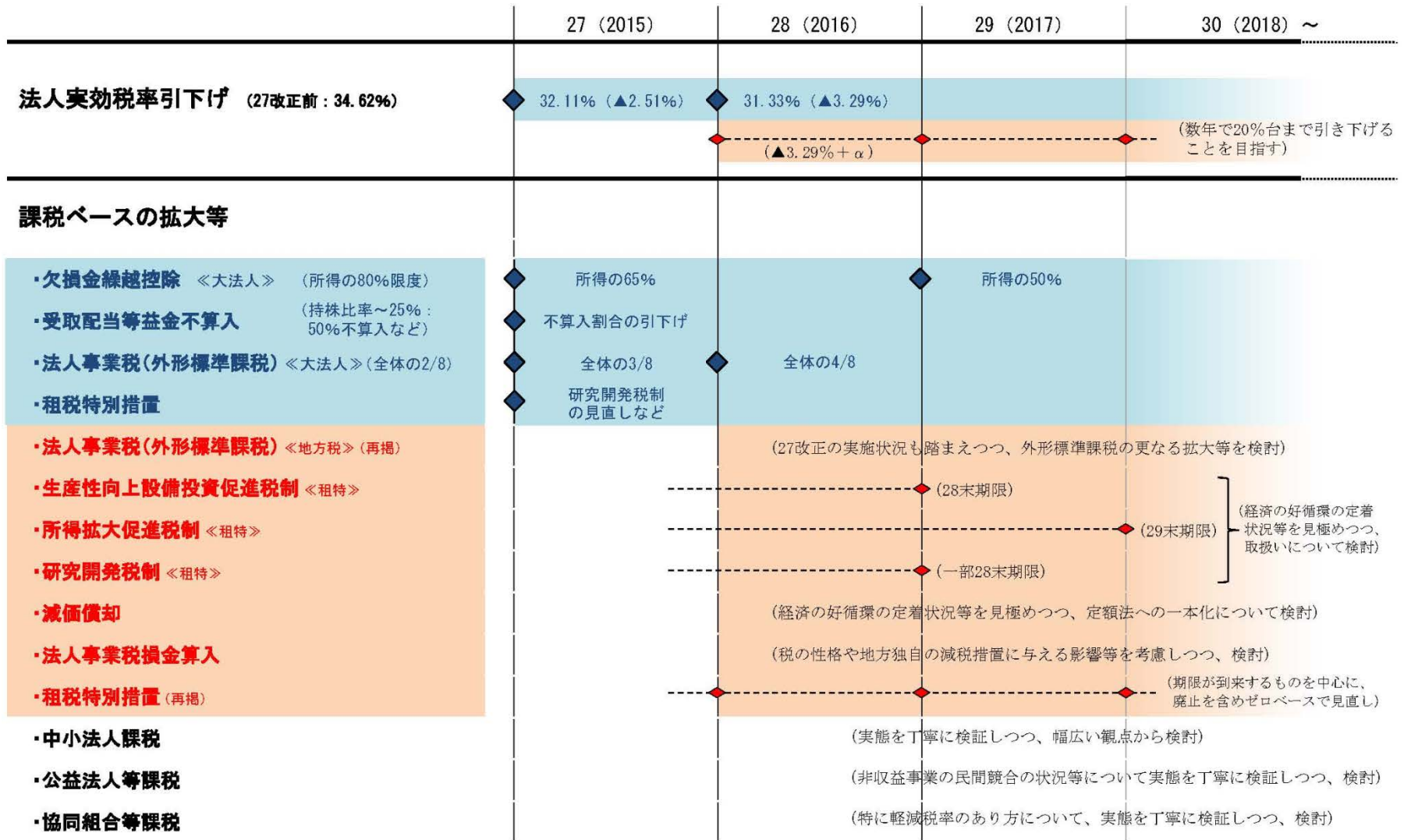
法人税率について



法人実効税率の経過



実効税率引き下げに伴う代替財源



法人事業税の外形標準課税の拡大

- 地方法人課税における応益課税を強化し、企業が「稼ぐ力」を高めるインセンティブともなるよう、**大法人の法人事業税のうち、外形標準課税**（改正前：全体の2/8）を、**27年度に「全体の3/8」、28年度に「全体の4/8」に拡大**する。（これにあわせて、所得割の税率（改正前：7.2%）を引き下げる。）

- ・ 法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税を2年間で1/2に拡大する。

改正前 2/8 → ㉗3/8 → ㉘4/8

- ・ 付加価値割と資本割の比率は、改正前と同様、2:1とする。

付加価値割 改正前 0.48% → ㉗0.72% → ㉘0.96%

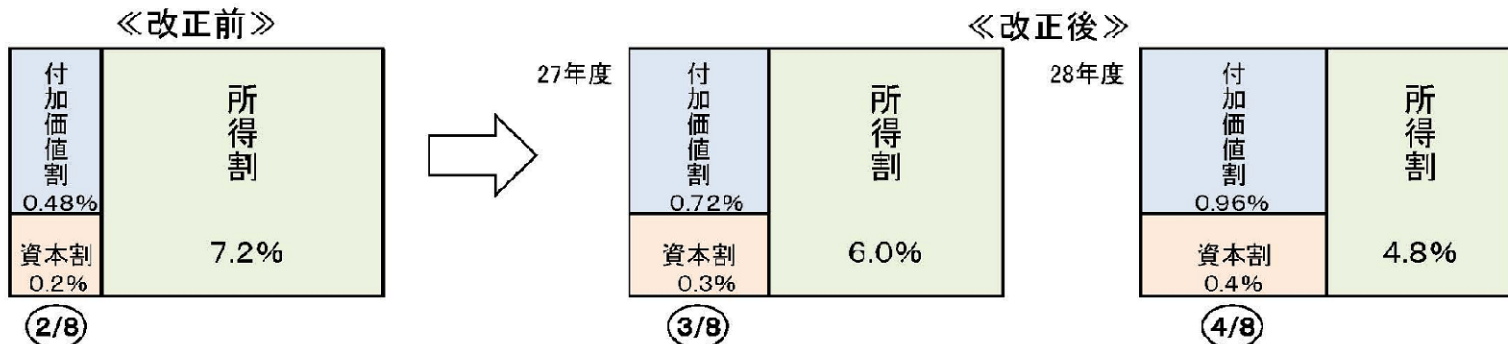
資本割 改正前 0.2% → ㉗0.3% → ㉘0.4%

所得割 改正前 7.2% → ㉗6.0% → ㉘4.8% (※) 法人実効税率 ▲1.5%

(*) 施行時期

㉗:27年4月から28年3月までの間に開始する事業年度に適用

㉘:28年1月以後に開始する事業年度から適用



※ 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置する。

※所得割の税率には地方法人特別税を含む。